

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年2月27日弘前市条例第96号）

(廃棄物減量等推進審議会の設置)

第12条 市長は、法第5条の7第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を調査し、審議させるため、弘前市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進等に関する事項
- (2) その他廃棄物処理に関して市長が必要と認める事項

旧11条…線下〔平成24年条例6号〕

(委員)

第13条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 廃棄物関係業者の団体を代表する者
- (4) 企業関係団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

旧12条…線下〔平成24年条例6号〕、2項…一部改正〔平成26年条例18号〕

(会長)

第14条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

旧13条…線下〔平成24年条例6号〕

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

旧14条…線下〔平成24年条例6号〕

(部会)

第16条 第12条各号に定める事項を調査し、審議するために、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員の中から会長が指名する。

旧15条…線下〔平成24年条例6号〕、1項…一部改正〔平成25年条例9号〕

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、都市環境部環境管理課において処理する。

旧16条…一部改正し線下〔平成24年条例6号〕、本条…一部改正〔平成25年条例9号〕

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は市長が定め、その他この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

旧17条…線下〔平成24年条例6号〕